

様式 1 公表されるべき事項

自動車検査独立行政法人(法人番号 1011105001930)の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当法人は、自動車の保安基準適合性審査業務及び当該業務に附帯する業務を担っており、民間事業者で実施しない高度な業務(新規検査、構造等変更検査及び街頭検査に係る審査)を行うほか、検査基準である審査事務規程の策定及び解釈を行い、その内容に係る民間事業者からの照会に対する回答を実施する等の業務を行っている。その業務内容が国の検査・登録業務と密接に関連していることに鑑み、役員報酬水準について独立行政法人通則法第50条の2第3項の規定の趣旨を踏まえ、当法人の業務実績を考慮し、役員の職責に応じて国の指定職の俸給水準を参考とした。

② 平成27年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

勤勉手当について、基礎額に、その者の勤務実績に応じて理事長が定める割合を乗じ、かつ、在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

③ 役員報酬基準の内容及び平成27年度における改定内容

法人の長

役員報酬支給基準は、月額、期末手当及び勤勉手当から構成されている。
月額については、自動車検査独立行政法人役員給与規程(以下「役員給与規程」という。)に則り、理事長の本俸(965,000円)に地域手当(178,525円)及び通勤手当を加算して算出している。期末手当についても、役員給与規程に則り、役員が受けるべき俸給及び地域手当の月額並びに俸給月額に100分の25の割合を乗じて得た額並びに俸給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の62.5、12月に支給する場合においては100分の77.5を乗じ、かつ、在職期間に応じた割合を乗じて得た額とする。勤勉手当の額は、基礎額に、その者の勤務実績に応じ、理事長が定める割合を乗じ、かつ、在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。
平成27年度では、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正等に準拠し、本俸について19,000円の引き下げ、勤勉手当支給率について0.05月分の引き上げを実施した。

理事

役員報酬支給基準及び算出方法は法人の長に記載したものと同一。
理事の本俸は761,000円から818,000円の範囲内で理事長が決定する額、地域手当の額は140,785円から151,330円としている。
平成27年度では、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正等に準拠し、本俸について15,000円から18,000円の引き下げ、勤勉手当支給率について0.05月分の引き上げを実施した。
なお、本俸については、経過措置により前年度額(776,000円)から836,000円を支給した。

理事(非常勤)

役員報酬支給基準は役員給与規程に則り、非常勤役員手当の月額(240,500円)のみとしている。平成27年度では、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正等に準拠し、本俸について4,700円の引き下げを実施した。
なお、平成27年度については、経過措置により前年度額(245,200円)を支給した。

監事

役員報酬支給基準及び算出方法は法人の長に記載したものと同一。
監事の本俸は706,000円、地域手当の額は130,610円としている。
平成27年度では、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正等に準拠し、本俸について14,000円の引き下げ、勤勉手当支給率について0.05月分の引き上げを実施した。
なお、本俸については、経過措置により前年度額(720,000円)を支給した。

監事(非常勤)

役員報酬支給基準は役員給与規程に則り、非常勤役員手当の月額(240,500円)のみとしている。平成27年度では、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正等に準拠し、本俸について4,700円の引き下げを実施した。
なお、平成27年度については、経過措置により前年度額(245,200円)を支給した。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成27年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任	
法人の長	19,720	11,808	5,183	2,184 (地域手当) 545 (通勤手当)		H28.3.31	
A理事	16,348	10,008	4,393	1,851 (地域手当) 96 (通勤手当)			
B理事	15,775	9,690	4,205	1,793 (地域手当) 87 (通勤手当)			◇
C理事	16,108	9,690	4,205	1,793 (地域手当) 420 (通勤手当)			◇
D理事 (非常勤)	2,942	2,942	0	0 ()			
A監事	14,167	8,640	3,793	1,598 (地域手当) 136 (通勤手当)			※
B監事 (非常勤)	2,942	2,942	0	0 ()			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「**」、該当がない場合は空欄

注3:「地域手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

理事長は、法人の代表として、その業務を総理し、法人経営に関する最終的な責任と権限を有するものであるが、当法人は、そのリーダーシップの下、自動車の保安基準適合性審査業務及び当該業務に附帯する業務を担っており、平成26年度の業務実績に関する評価において中期目標達成に向けて順調に進んでいるとの評価(B評価)も得ている。
その報酬水準については、国家公務員の指定職俸給表に準拠して定めるとともに「平成27年度人事院勤告資料(平成27年8月)3役員報酬関係」による民間企業の役員報酬と比較して概ね同水準以下であることから妥当であると考えられる。
・本府省局長年間報酬額・・・17,291,000円

理事

理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐し、自動車の保安基準適合性審査業務及び当該業務に附帯する業務を分担し、その所管事項に関して職員を指揮監督している。
理事の報酬については、理事長の報酬額と比較衡量したうえで決定されており、その報酬水準は妥当であると考えられる。

理事(非常勤)

理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐し、自動車の保安基準適合性審査業務及び当該業務に附帯する業務を分担し、その所管事項に関して職員を指揮監督している。
理事の報酬については、理事長の報酬額と比較衡量したうえで決定されており、その報酬水準は妥当であると考えられる。

監事

監事は、当法人の業務運営の適正及び効率性並びに会計経理の適正の確保のため、監査を行っている。
監事の報酬については、理事長の報酬額と比較衡量したうえで決定されており、その報酬水準は妥当であると考えられる。

監事(非常勤)

監事は、当法人の業務運営の適正及び効率性並びに会計経理の適正の確保のため、監査を行っている。
監事の報酬については、理事長の報酬額と比較衡量したうえで決定されており、その報酬水準は妥当であると考えられる。

【主務大臣の検証結果】

当該法人は、自動車の検査に関する事務のうち、自動車が道路運送車両法第46条に規定する保安基準に適合するかどうかの審査を行うことにより、自動車の安全性の確保及び自動車による公害の防止その他の環境保全を図ることを目的としている。
その業務内容に鑑みれば、I-1-①に示された役員報酬水準の考え方は国家公務員の給与及び民間企業の報酬基準を踏まえて定められており、妥当である。
また、I-2の報酬実績は報酬水準の設定の考え方に即しており、法人の実績評価結果に鑑みても、法人の検証結果は妥当である。

4 役員の退職手当の支給状況(平成27年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
	千円	年	月			
法人の長	4,723	3	9	H28.3.31	1.0(仮)	

注1:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

注2:法人の長の支給額は、業績勘案率が決定されていないため、「暫定的な業績勘案率(1.0)」により算出している。

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
	業績勘案率が確定していないため該当者なし

注:平成27年度においては、業績勘案率の確定した役員がいなかったため、「該当者なし」としている。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

勤勉手当の額は、基礎額に、その者の勤務実績に応じ、理事長が定める割合を乗じ、かつ、在職期間に応じた割合を乗じて得た額としており、今後も引き続き実施していく。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

当法人は、自動車の保安基準適合性審査業務及び当該業務に附帯する業務を担っており、民間事業者で実施しない高度な業務(新規検査、構造等変更検査及び街頭検査に係る審査)を行うほか、検査基準である審査事務規程の策定及び解釈を行い、その内容に係る民間事業者からの照会に対する回答を実施する等の業務を行っている。その業務内容が国の検査・登録業務と密接に関連していることに鑑み、職員給与水準について独立行政法人通則法第50条の10第3項の規定の趣旨を踏まえ、当法人の業務実績を考慮し、国家公務員の給与水準を参考とした。

・国家公務員・・・平成27年度において、国家公務員のうち行政職俸給表(一)の平均給与月額はや410,465円、平均年間給与は6,665,000円となっている。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

昇給、勤勉手当の支給に際して、職員の勤務実績を考慮することとしており、引き続き実施していく。

③ 給与制度の内容及び平成27年度における主な改定内容

自動車検査独立行政法人職員給与規程に則り、俸給及び諸手当(扶養手当、地域手当、広域異動手当、管理職手当、本部業務調整手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当、宿直手当、寒冷地手当、単身赴任手当、超過勤務手当、管理職特別勤務手当、期末手当、勤勉手当)としている。

期末手当については、期末手当基礎額(俸給+扶養手当+地域手当+広域異動手当)に管理加算額及び職務加算額を加算し、6月に支給する場合においては、100分の122.5、12月に支給する場合においては、100分の137.5を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当については、勤勉手当基準額(俸給+地域手当+広域異動手当)に管理加算額及び職務加算額を加算し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じ、別に定める勤務成績に応じた割合を乗じて得た額としている。

なお、平成27年度では、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正等を踏まえ、①俸給表を平均0.4%引き上げ、②地域手当の支給割合を0.5~2%引上げ、③勤勉手当の支給率について0.1月分の引き上げを実施した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

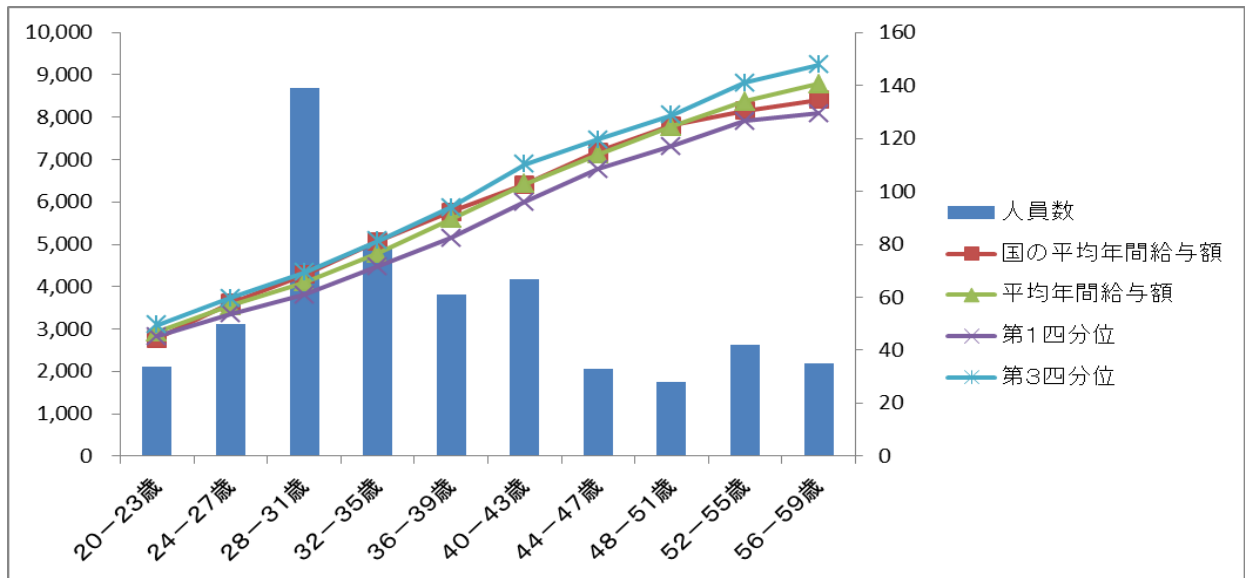
区分	人員	平均年齢	平成27年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 568	歳 37.4	千円 5,640	千円 4,282	千円 167	千円 1,356
事務・技術	人 568	歳 37.4	千円 5,640	千円 4,282	千円 167	千円 1,356
非常勤職員	人 48	歳 51.5	千円 3,127	千円 2,560	千円 113	千円 567
事務・技術	人 48	歳 51.5	千円 3,127	千円 2,560	千円 113	千円 567

注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注:区分のうち、在外職員、任期付職員及び再任用職員については該当者がいないため省略。

注:常勤職員及び非常勤職員の職種のうち、研究職種、医療職種、教育職種については該当者がいないため省略。

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。〕



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員)

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	最高～最低
	人	歳	千円	千円
本部部長	2	-	-	-
本部課長	6	50.8	9,638	9,915～9,338
本部課長補佐	4	46.0	8,000	-
本部係長	13	34.7	5,511	6,834～3,936
地方課長	3	50.5	8,580	-
地方課長補佐	7	48.2	7,105	8,052～5,729
地方係長	8	34.0	4,796	6,550～3,827
地方係員	107	26.2	3,523	4,855～2,427
地方機関部長	8	58.9	9,322	9,814～8,749
地方機関所長・課長	65	54.1	8,368	9,347～6,578
上席・主席自動車監査官	126	43.6	6,563	8,095～4,768
自動車検査官	219	32.5	4,509	7,305～3,162

注1:本部部長の該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均年齢及び年間給与額については記載していない。

注2:本部課長補佐及び地方課長の該当者は4名以下のため、年間給与額の最高～最低は記載していない。

④ 賞与(平成27年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 61.0	% 63.6	% 62.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 39.0	% 36.4	% 37.7
	最高～最低	% 50.3～35.2	% 46.9～33.3	% 48.5～34.6
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 61.4	% 64.5	% 63.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 38.6	% 35.5	% 37.0
	最高～最低	% 44.2～32.2	% 40.3～32.2	% 40.8～33.2

3 給与水準の妥当性の検証等

事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 98. 8 ・年齢・地域勘案 102. 6 ・年齢・学歴勘案 100. 6 ・年齢・地域・学歴勘案 103. 3
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	<p>当法人の俸給、諸手当等の給与体系は国家公務員と同等である。 地域・学歴を勘案した場合に国の水準と誤差が生じる要因としては、人事異動による異動保障(地域手当)の支給額が多かったことによるものである。</p> <p>【異動保障受給者の割合】 (国)14.4% (法人)34.8%</p>
給与水準の妥当性の 検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合】 30.5% (国からの財政支出額 4,016百万円、支出予算の総額13,175百万円:平成26年度予算)</p> <p>【累積欠損額】 0円(平成26年度決算)</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合】 40.0% (支出総額 12,379百万円、給与・報酬等支給総額 4,961百万円:平成26年度決算)</p> <p>【管理職の割合】 16.0%(常勤職員数808中129名)(平成28年3月現在)</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合】 34.1%(常勤職員数808名中276名)(平成28年3月現在)</p> <p>【検証結果】 (法人の検証結果) 当法人は、自動車の保安基準適合性審査業務及び当該業務に附帯する業務を担っており、民間事業者で実施しない高度な業務(新規検査、構造等変更検査及び街頭検査)を行うほか、検査基準である審査事務規程の策定及び解釈を行い、その内容にかかる民間事業者からの照会に対する回答を実施するなどの業務を行っている。その報酬水準についてはⅡ-1-①に記載したとおり、国家公務員の給与水準を考慮しているが、2の結果は①の考え方を踏まえて国家公務員の給与水準に則した給与実績となっており妥当である。</p> <p>(主務大臣の検証結果) 当法人は、自動車の検査に関する事務のうち、自動車が道路運送車両法第四十六条に規定する保安基準に適合するかどうかの審査を行うことにより、自動車の安全性の確保及び自動車による公害の防止その他の環境保全を図ることを目的としている。 その業務内容に鑑みれば、Ⅱ-1-①に示された給与水準の設定の考え方は国家公務員の水準を踏まえて定められており、妥当である。 また、Ⅱ-2の給与実績は給与水準の設定の考え方に則しており、法人の検証結果は妥当である。</p>
講ずる措置	引き続き、国に準じて適正な給与水準の維持が図られるよう取組む。

4 モデル給与

<ul style="list-style-type: none"> ・22歳(大学初任給、独身) 月額 176,700円 年間給与額 2,853,427円 ・35歳(本部係長、配偶者・子1人) 月額 355,500円 年間給与額 5,753,561円 ・45歳(本部課長補佐 配偶者・子2人) 月額 461,600円 年間給与額 7,446,403円
--

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

<p>昇給、勤勉手当の支給に際して、職員の勤務実績を考慮することとしており、引き続き実施していく。</p>

Ⅲ 総人件費について

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 4,995,012	千円 4,631,568	千円 4,625,506	千円 4,961,496	千円 4,977,794
退職手当支給額 (B)	千円 553,583	千円 204,052	千円 382,675	千円 285,153	千円 162,322
非常勤役職員等給与 (C)	千円 439,689	千円 542,429	千円 562,305	千円 582,038	千円 581,914
福利厚生費 (D)	千円 720,446	千円 690,694	千円 728,354	千円 770,232	千円 791,494
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 6,708,730	千円 6,068,743	千円 6,298,840	千円 6,598,919	千円 6,513,524

注: 中期目標管理法人及び国立研究開発法人については中期目標期間又は中長期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載する。行政執行法人については当年度分を記載する。

総人件費について参考となる事項

- 1) 給与、報酬等支給総額の対前年度比 0.3%
- 2) 最広義人件費の対前年度比 ▲1.3%
- 3) 「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に準じ平成25年3月から以下の措置を講じている。

【職員について】

- ・調整率を100分の87に改正
(経過措置: 平成25年3月7日～9月30日までの調整率 100分の98、
平成25年10月1日～平成26年6月30日までの調整率 100分の92、
平成26年7月1日～ 調整率 100分の87)

【役員について】

- ・調整率を新設(100分の87)
(経過措置: 平成25年3月7日～9月30日までの調整率 100分の98、
平成25年10月1日～平成26年6月30日までの調整率 100分の92、
平成26年7月1日～ 調整率 100分の87)

Ⅳ その他

〔 特になし。 〕